

# **金融商品取引法制の政令案・内閣府令案等の概要**

**平成 19 年 4 月**

**金融庁総務企画局**

# 目次

改正の全体像	1
経緯・スケジュール	2
対象商品・取引の拡大	4
対象業務の横断化・業務内容に応じた参入規制の柔軟化	5
集団投資スキームの自己募集・自己運用に関する規制の整備	6
業者が遵守すべき行為規制の整備	7
顧客の属性に応じた行為規制の柔軟化（特定投資家（プロ）と一般投資家との区分）	8
業態を越えた横断的な投資者保護法制の整備	9
取引所の自主規制業務の適正な運営の確保	10
有価証券の性質・流動性に応じた開示制度	11
上場会社による開示の充実	12
集団投資スキーム持分等に係る開示規制	13
組織再編に係る開示規制	14
適格機関投資家の範囲の拡大	15

証券取引法等の一部を改正する法律（投資者保護のための横断的法制の整備）等  
（18年6月7日成立・6月14日公布）

証券取引法

金融商品取引法

ポイント①

横断的法制の構築

横断化

- ・対象商品・取引の拡大  
（例）集団投資スキーム（ファンド）持分、デリバティブ取引 など
- ・対象業務の横断化  
（例）集団投資スキーム（ファンド）持分の自己募集・自己運用 など
- ・業者が遵守すべき行為規制の横断化

柔軟化（一律規制から差異のある規制に）

- ・業務に応じた参入規制の柔軟化
- ・プロ向けファンド業務は届出制
- ・プロ向け取引は行為規制を簡素化

ポイント②

開示制度の充実

- ・上場会社等による開示の充実  
（四半期開示制度、財務報告に係る内部統制報告制度等）
- ・公開買付制度の見直し
- ・大量保有報告制度の見直し

ポイント③

取引所の自主規制業務の適正な運営の確保

- ・自主規制業務を行う独立性の強い組織に関する制度の導入

ポイント④

不正取引等への厳正な対応

- ・罰則引上げ（懲役5年⇒10年以下 など）
- ・「見せ玉」への課徴金・罰則の適用

- ・銀行法、保険業法、信託業法 など
- ・商品取引所法、不動産特定共同事業法

金融商品取引法と同等の  
販売・勧誘ルールを適用

- ・金融商品販売法

説明義務の拡充など

（政令案・内閣府令案等のポイント）

- ・対象商品：学校債を追加
- ・規制対象商品・取引と規制対象業務の範囲の細目  
（投資者保護の観点から規制が不要なものを除外）
- ・登録拒否要件の細目
- ・行為規制の細目（広告規制・説明義務・禁止行為など）

（政令案・内閣府令案等のポイント）

- ・業務に応じた最低資本金要件などの整備
- ・届出制となる「プロ向けファンド業務」の範囲の細目
- ・プロ（特定投資家）と一般投資家の範囲の細目

（政令案・内閣府令案等のポイント）

- ・有価証券の性質等に応じた開示制度の整備
- ・企業の組織再編に係る開示の充実
- ・適格機関投資家の範囲の大幅な拡大

公開買付制度・大量保有報告制度見直し：施行済み  
（18年12月13日・19年1月1日・4月1日施行）

（政令案・内閣府令案等のポイント）

- ・「自主規制業務」の範囲の細目
- ・取引所株式の20%～50%取得・保有が可能な者の範囲

施行済み（18年7月4日施行）

（政令案・内閣府令案等のポイント）

- ・対象となる投資性の強い預金・保険・信託などの範囲の細目
- ・行為規制の細目

（政令案・内閣府令案等のポイント）

- ・対象取引の追加：海外商品デリバティブ取引

## 経緯・スケジュール

- 17年** 12月 金融審議会金融分科会第一分会報告「投資サービス法（仮称）に向けて」（22日）
- 18年** 3月 「証券取引法等の一部を改正する法律（以下「改正法」）案」 } 閣議決定（10日）  
「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備等法」）案」 } 国会提出（13日）
- 5月 衆議院財務金融委員会附帯決議（12日）
- 6月 参議院財政金融委員会附帯決議（6日）  
改正法・整備等法成立（7日）  
改正法・整備等法公布（14日）
- 7月 ※「証券取引法施行令の一部を改正する政令」公布（23日）  
⇒ 改正法1条改正（罰則強化、見せ玉への対応）施行（4日）
- 12月 ※「証券取引法施行令の一部を改正する政令」等公布（8日）  
※「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」公布（12日）  
⇒ 改正法2条改正（公開買付制度の見直し等）施行（13日）
- 19年** 1月 ⇒ 改正法2条改正（大量保有報告制度の見直し（特例報告制度関係等））施行（1日）
- 4月 ⇒ 改正法2条関係（大量保有報告書の電子報告の義務化）施行（1日）  
**金融商品取引法制の本格施行に向けた政令案・内閣府令案等の意見公募手続開始**（14日）

19年 4月 **金融商品取引法制の本格施行に向けた政令案・内閣府令案等の意見公募手続開始** (14日)

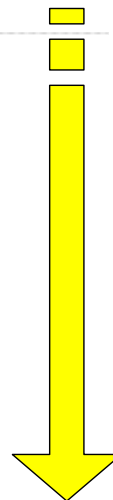


5月 **意見公募手続終了** (21日) 意見公募期間：38日間

6月頃  
意見公募手続の結果公表  
金融商品取引法制の本格施行に向けた関係政令・内閣府令等の公布

9月頃 **金融商品取引法制の本格施行**

12月 [金融商品取引法制の本格施行の期限 (13日) (=改正法公布日から起算して1年6月)]



# 対象商品・取引の拡大

証券取引法の対象商品・取引		金融商品取引法の対象商品・取引
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債</li> <li>・ 地方債</li> <li>・ 社債</li> <li>・ 株式</li> <li>・ 投資信託</li> <li>・ 有価証券デリバティブ取引 など</li> </ul>	⇒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国債</li> <li>・ 地方債</li> <li>・ 社債</li> <li>・ 株式</li> <li>・ 投資信託</li> <li>・ 信託受益権全般</li> <li>・ 集団投資スキーム持分(包括的定義)</li> <li>・ デリバティブ取引(幅広い定義) など</li> </ul>

## <集団投資スキーム持分とは>

組合契約・匿名組合契約その他いかなる形式によるかを問わず、

- ① 他者から金銭などの出資・拠出を受け、
  - ② その財産を用いて事業・投資を行い、
  - ③ 当該事業・投資から生じる収益などを出資者に分配する
- ような仕組みに関する権利。

### いわゆる「学校債」

(学校法人に対する貸付債権)

▽ 対象として追加。

- ① 証券・証書化したもの
- ② 以下のもの
  - ・ 同一条件・利子付き、かつ、
  - ・ 在校生の父母など以外の者が取得するもの

政令案・内閣府令案等のポイント

### 集団投資スキームの包括的定義

▽ 投資者保護の観点から問題のないものを対象から除外。

- (例)・ 全員関与のもの
- ・ 保険・共済
  - ・ 各種法人への出資など  
(有限責任中間法人を除く。)
  - ・ 法律事務所などへの出資

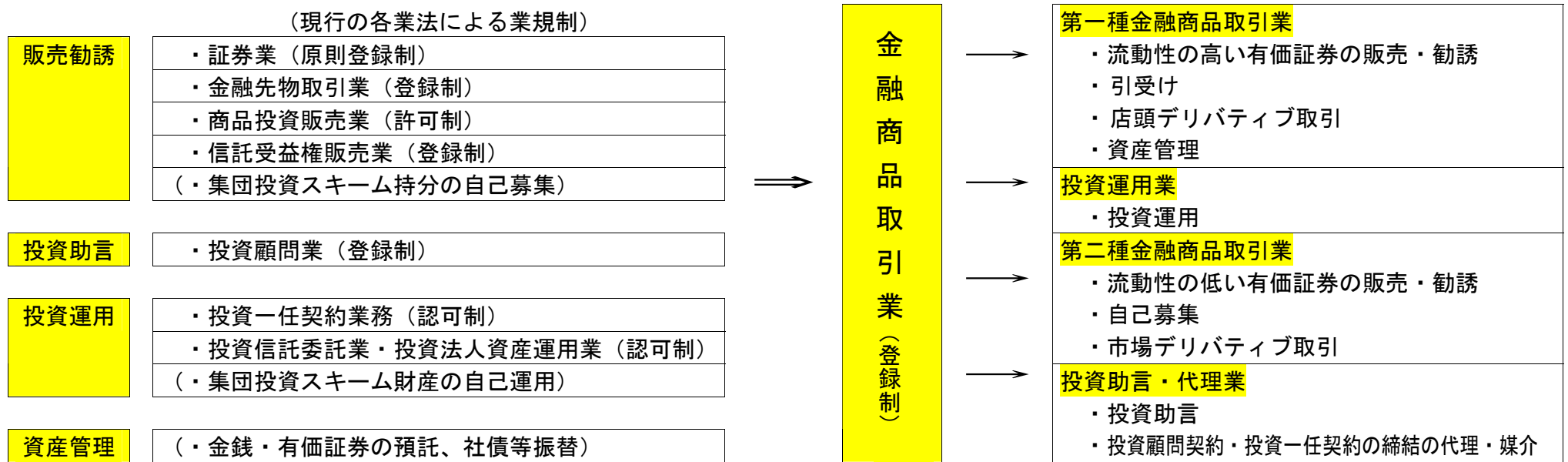
### 「デリバティブ取引」の範囲

▽ 各種統計(例えばGDPなど)に基づくデリバティブ取引などを対象として追加。

▽ 投資者保護の観点から問題のないものを対象から除外。

- (例)・ 保険・共済
- ・ 債務保証

# 対象業務の横断化・業務内容に応じた参入規制の柔軟化



## 規制の横断化

## 参入規制の柔軟化

### 金融商品取引業からの除外

▽ 投資者保護の観点から問題のないものを対象から除外。

(例)

- ・ 国・地公体・日銀の行為
- ・ プロ向けのデリバティブ取引

### 登録拒否要件の審査基準

〔業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者〕

- ▽ 役員・使用人の資質などを明記。

### 業務の種別に応じた最低資本金要件

- ▽ 第一種金融商品取引業： 5,000万円  
(元引受業務を行う場合は、30億円または5億円)
- ▽ 投資運用業： 5,000万円
- ▽ 第二種金融商品取引業： 1,000万円  
(金銭預託を受ける場合は、5,000万円)

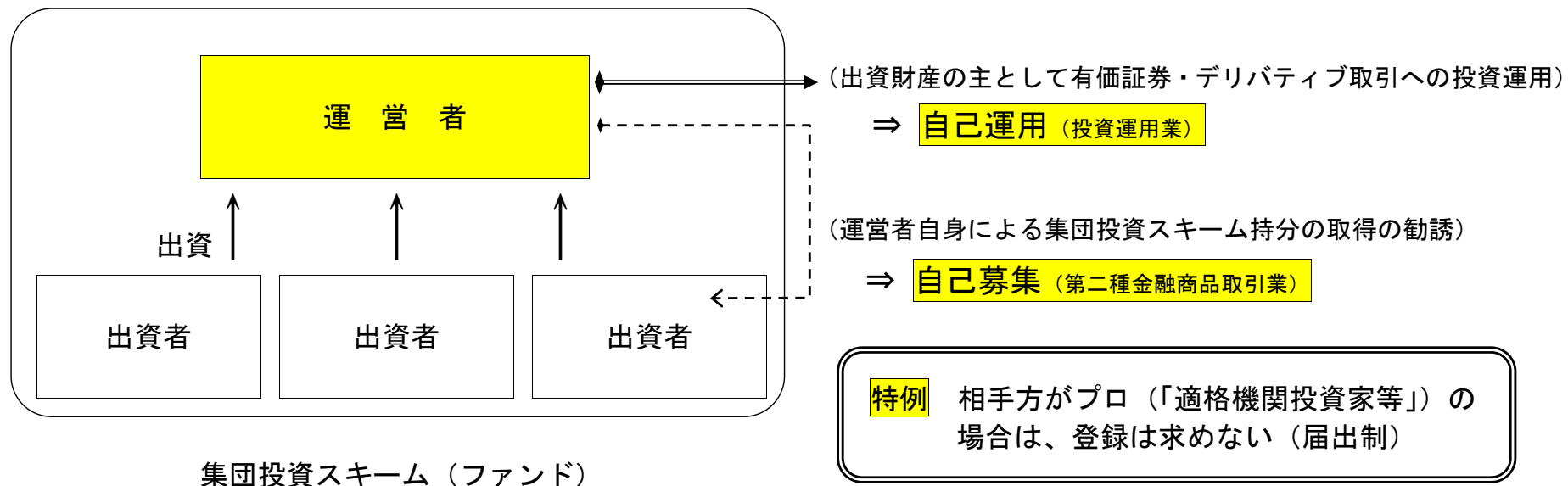
- 〔第二種金融商品取引業を行う個人  
→ 営業保証金 (1,000万円)〕
- 〔投資助言・代理業 → 営業保証金 (500万円)〕

### 業務範囲 (届出業務)

- ▽ 排出権取引・排出権デリバティブ取引などを追加。

政令案・内閣府令案等のポイント

## 集団投資スキームの自己募集・自己運用に関する規制の整備



政令案・内閣府令案等のポイント

### 運営者が運用権限の全部を外部委託する場合

- ▽ 投資運用業の登録業者に全部委託をする場合、一定要件の下で、運営者には投資運用業の登録義務を除外。

### 特例の要件（自己募集・自己運用業務の相手方の人数）

- ▽ 「1人以上の適格機関投資家」 + 「49人以下の一般投資家」

#### （注）ファンド・オブ・ファンズ（FOF）の場合

- ▽ 投資事業有限責任組合（LPS）および有限責任事業組合（LLP）については、上記の要件で届出制。



# 業者が遵守すべき行為規制の整備

金融商品取引業者等に適用される  
主な販売・勧誘ルール

広告などの規制	書面交付義務（説明義務）
各種禁止行為	損失補てんなどの禁止

政令案・内閣府令案等のポイント

### 広告などの規制

- ▽ 多数の者に同様の内容で行う情報提供を幅広く対象化。  
(例) 広告、郵便、FAX、電子メール、ビラ・パンフレット配布など。
- ▽ 表示方法： 「リスクがある旨」などについて、大きな字で明瞭・正確な表示を義務付け。
- ▽ 表示事項： 手数料情報、リスク情報、その他顧客の不利益となる事実などの表示を義務付け。

### 契約締結前の書面交付義務など

- ▽ 記載方法： 特にリスク情報などについて、分かりやすい記載を義務付け。
- ▽ 記載事項： 取引類型ごとに規定。
- ▽ 投資者保護の観点から問題のない場合は、書面交付義務を適用除外。  
(例) 過去に書面交付している場合 など

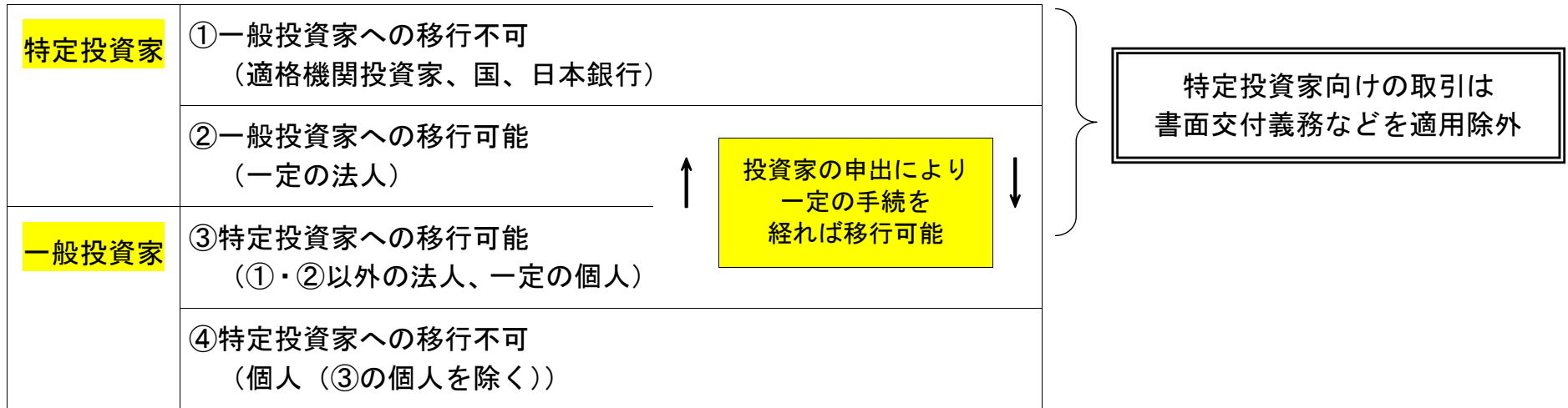
### 各種禁止行為

- ▽ 不招請勧誘の禁止： 店頭金融先物取引に適用。
- ▽ 勧誘受諾意思確認義務・再勧誘の禁止：  
金融先物取引全般に適用。
- ▽ 契約締結前交付書面などの交付に際し、リスク情報などについて顧客に理解されるために必要な方法及び程度による説明をしないことを禁止。

### 損失補てんなどの禁止

- ▽ 業者が顧客に対し「事故による損失の補てん」を行う際に行政の確認を要しない場合として、以下を追加。
  - ・ 認定投資者保護団体  
 弁護士会仲裁センター  
 国民生活センター  
 地方公共団体
 } のあっせんによる和解。
- ・ 一定の要件の下で弁護士が顧客を代理して行う和解  
(140万円以下の場合)。

# 顧客の属性に応じた行為規制の柔軟化（特定投資家（プロ）と一般投資家との区分）



政令案・内閣府令案等のポイント

- 「一般投資家への移行可能な特定投資家」の範囲**
- ▽ 地方公共団体
  - ▽ 政府系機関
  - ▽ 上場会社
  - ▽ 資本金の額が5億円以上の株式会社 など

- 「特定投資家への移行可能な個人」の範囲**
- ▽ 1年以上の取引経験があり、取引状況などから合理的に判断して
    - ・ 純資産額3億円以上
    - ・ 投資性のある金融資産3億円以上
 と見込まれる個人
  - ▽ 任意組合・匿名組合などの運営者である個人  
（出資合計額3億円以上の組合、全組合員の同意取得が要件）

- 「一般投資家」「特定投資家」間の移行の手続**
- ▽ 移行の単位（契約の種類）、移行の有効期間の特例 など

# 業態を越えた横断的な投資者保護法制の整備

政令案・内閣府令案等のポイント

以下の商品・取引には

## 金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールを適用

- |   |   |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 投資性の強い預金など（銀行法など）</li> <li>・ 投資性の強い保険など（保険業法など）</li> <li>・ 投資性の強い信託（信託業法）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 商品先物取引（商品取引所法）</li> <li>・ 不動産特定共同事業（不動産特定共同事業法）</li> </ul> |
|---|---|

投資性の強い預金・保険・信託に対する規制の横断化

## 対象となる商品の範囲

- ▽ 外貨預金、デリバティブ預金、通貨オプション組入型預金
- ▽ 変額保険・年金、外貨建て保険・年金、解約返戻金変動型保険・年金
- ▽ 公益信託、元本補てん型信託等、管理型信託、物・権利の管理・処分信託以外の信託

## 民間団体が行う苦情解決・あっせん業務を行政が認定

⇒ 当該団体の業務について、一定の信頼性を確保

認定投資者保護団体制度の整備

- |            |   |
|------------|---|
| 認定業務の対象事業者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該団体の構成員である金融商品取引業者等</li> <li>・ 対象となる旨の同意を得た金融商品取引業者等その他の業者</li> </ul> |
|------------|---|

## 認定投資者保護団体の対象事業者の範囲

- ▽ 業態を越えて、投資性の強い金融商品を取り扱う業者を幅広く指定  
(例) 銀行、保険会社、信託会社 など



## 民法の損害賠償請求の原則

【①～④を被害者が立証する必要】

- |       |        |
|-------|--------|
| ①違法行為 | ②故意・過失 |
|-------|--------|

↓ (④因果関係)

- |      |
|------|
| ③損害額 |
|------|

## 金融商品販売法による特例

【被害者は②～④の立証不要】

- |   |
|---|
| 金融商品（預金・保険・有価証券など）の販売時の説明義務<br>断定的判断の提供等の禁止 |
|---|

↓ (説明義務・禁止違反(①に相当))

- |                               |
|-------------------------------|
| 業者に損害賠償責任<br>(「元本欠損額＝損害額」と推定) |
|-------------------------------|

拡充

## 「金融商品販売法」の対象取引の拡大

- ▽ 海外商品デリバティブ取引を追加指定

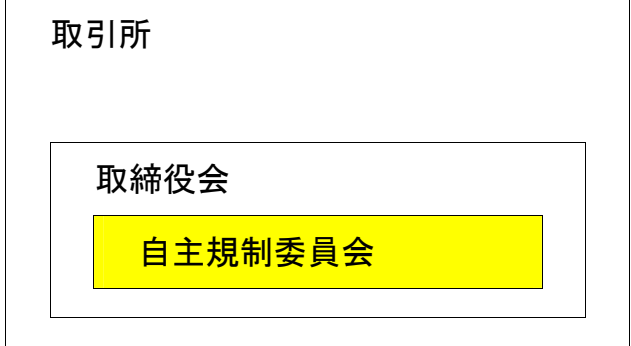
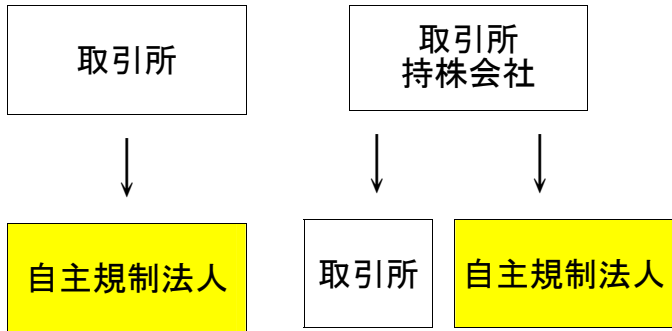
特定投資家（プロ）に対する説明義務の除外

金融商品販売法の拡充

# 取引所の自主規制業務の適正な運営の確保

取引所から独立した法人（**自主規制法人**）を設立する場合  
⇒ 「自主規制業務」の委託可能

同一法人内に、独立性の高い**自主規制委員会**を置く場合  
⇒ 「自主規制業務」の決定を担当



政令案・内閣府令案等のポイント

- 自主規制業務の範囲**
- ▽ 上場・上場廃止業務（法定）
  - ▽ 会員等の調査（法定）
  - ▽ 売買審査
  - ▽ 会員等の資格審査
  - ▽ 会員等の処分等業務
  - ▽ 開示情報の審査・上場会社等の処分等業務
  - ▽ 上記業務に係る規則の作成・改廃 など
- （注）上場・上場廃止基準や会員等の資格基準の作成・改廃は、取引所の業務。

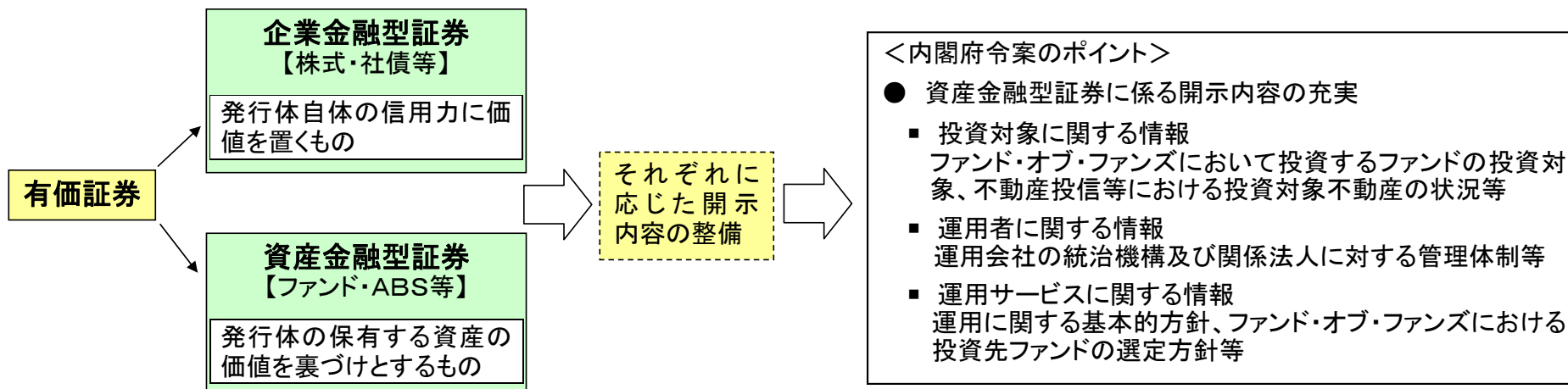
**取引所の主要株主規制**

▽ 当局の認可を受けて、株式会社形態の取引所の議決権の 20% 以上（50%以下）を取得できる者として、地方公共団体を指定。

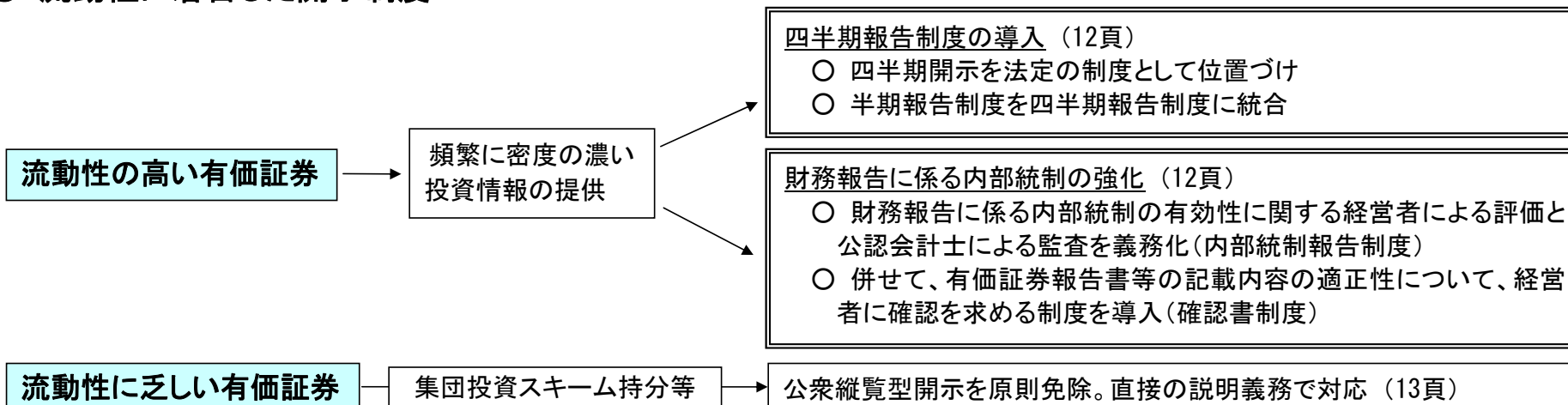
	証券取引法	⇒	金融商品取引法
50%超	原則 取得・保有不可		原則 取得・保有不可
20%以上 50%以下	取得・保有 可 （認可事項）		取得・保有 可 （認可事項）
20%未満	取得・保有 可		取得・保有 可

## 有価証券の性質・流動性に応じた開示制度

### ○ 性質に着目した開示制度



### ○ 流動性に着目した開示制度



## 上場会社による開示の充実

### ○ 四半期報告制度の導入

適時かつ迅速な企業業績等に係る情報の開示を確保するため、「四半期報告書」の提出を義務づけ

#### <政令案のポイント>

- 対象会社 : 株券の上場会社（優先出資証券を上場する協同組織金融機関を含む）
- 提出 : 四半期終了後 45 日以内（銀行、保険会社の第 2 四半期報告書については 60 日以内）  
（注）銀行、保険会社の第 2 四半期報告書については、四半期連結財務諸表に加え、単体の四半期財務諸表の記載を義務づけ

### ○ 財務報告に係る内部統制の強化

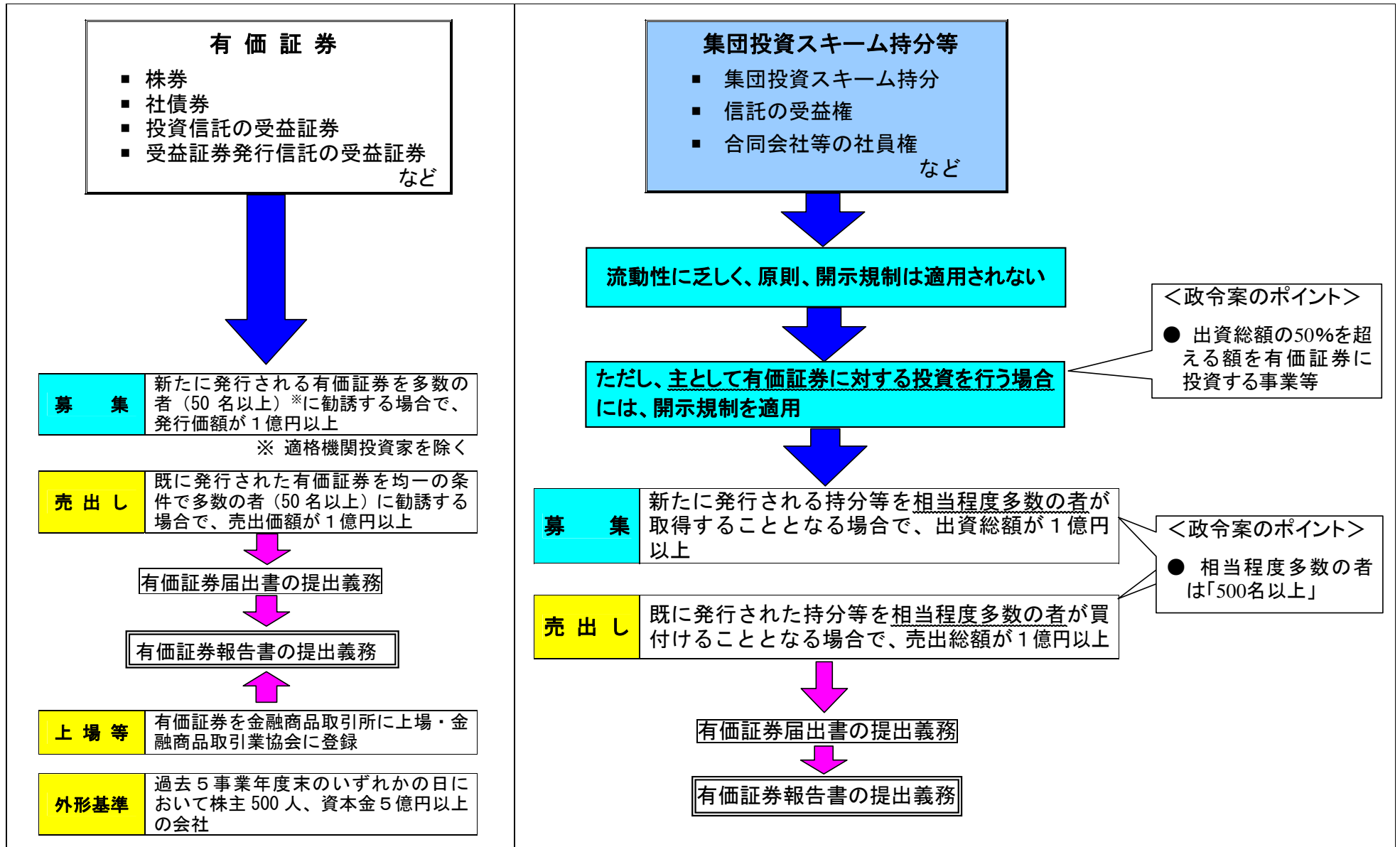
- 財務報告に関する内部統制の有効性を評価する「内部統制報告書」の提出を義務づけ
- 有価証券報告書等の記載内容が法令に基づき適正である旨の「確認書」の提出を義務づけ

#### <政令案のポイント>

- 対象会社 : 株券の上場会社（優先出資証券を上場する協同組織金融機関を含む）
- 提出 : 内部統制報告書は、有価証券報告書と併せて提出  
確認書は、有価証券報告書、四半期報告書と併せて提出

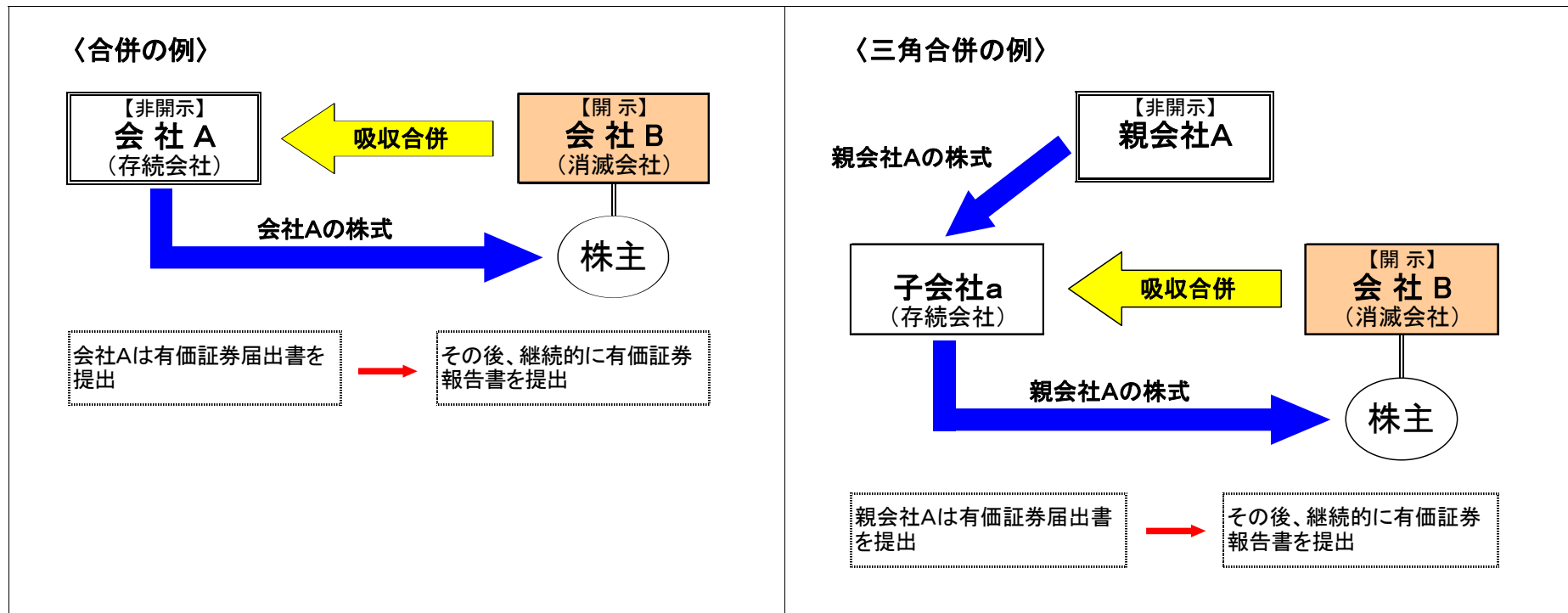
（注）これらの報告書等に係る用語、様式、作成方法等については、別途、内閣府令により手当て（後刻、パブリックコメント）

## 集団投資スキーム持分等に係る開示規制



## 組織再編に係る開示規制

- 合併等の組織再編により、消滅会社の株主に存続会社等の有価証券が交付される場合、
- ① 消滅会社が開示会社であり、
  - ② 消滅会社の株主に交付される有価証券について開示が行われていない
- ときには、当該有価証券の発行会社に開示義務



### 〈政令案・内閣府令案のポイント〉

- 組織再編に係る有価証券届出書を新設。通常の有価証券届出書の記載内容に加え、次の情報を記載
  - ① 組織再編契約の内容、組織再編手続に関する情報
  - ② 組織再編対象会社に関する情報(三角合併の場合は、親会社及び子会社に関する情報)
  - ③ 組織再編後の財務情報 など

(注) 発行会社(会社A・親会社A)が開示会社の場合には、組織再編に係る臨時報告書において同様の内容を開示



## 適格機関投資家の範囲の拡大

「適格機関投資家」：有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有する者

### <現行の適格機関投資家の範囲>

- 銀行、証券会社、保険会社、信用金庫、信用組合、農協等の金融機関
- 有価証券報告書提出会社（有価証券投資額 100 億円以上。届出制）
- 投資事業有限責任組合
- 厚生年金基金
- 外国政府、外国の金融機関 等



### プロ私募

新たに発行される有価証券を「適格機関投資家」のみに勧誘する場合、開示規制を免除

### <内閣府令案のポイント>

- 会社について、有価証券報告書提出の要件を撤廃、有価証券残高基準を100億円から10億円に引下げ
- その他の法人・個人についても対象に追加（届出制）
  - 法人（有価証券残高 10 億円以上）
  - 個人（有価証券残高 10 億円以上、かつ、口座開設後 1 年経過）
  - 民法組合等の業務執行者である法人・個人（当該組合の有価証券残高 10 億円以上、かつ、他の組合員の同意）
- 運用型信託会社（届出制）等を対象に追加
- 信用組合は、届出を行ったものに限定

# 参 考 资 料

# 目次

I. 今回公表する政令・内閣府令案等の全体像	1
II. 有価証券・デリバティブ取引の定義	3
III. 金融商品取引業の定義・参入規制	5
IV. 集団投資スキームの自己運用	7
V. 金融商品取引業者等の行為規制（販売・勧誘ルール）	8
VI. 金融商品取引業者等のその他の行為規制	11
VII. 特定投資家制度	12
VIII. 銀行法・保険業法・信託業法	13
IX. 金融商品取引業協会・認定投資者保護団体	14
X. 金融商品取引所（自主規制業務等）	15

計 122

# 1. 今回公表する政令案・内閣府令案等の全体像

	新 設	改廃対象	一部改正	廃 止
政 令	—	36	32	4
内閣府令	4	64	35	29
共管命令	3	22	17	5

⇒ これらを一括して整備する「整備政令案」を公表。  
 ⇒ 全 9 本の内閣府令案を公表。  
 ⇒ 全 14 本の共管命令案を公表。

主な改廃対象政令	廃止対象となる 29 本の内閣府令 (⇒新設 4 内閣府令等に整理・統合)
証券取引法施行令 (⇒ 金融商品取引法施行令) 投資信託及び投資法人に関する法律施行令 中小企業等協同組合法施行令 農業協同組合法施行令 信用金庫法施行令 銀行法施行令 長期信用銀行法施行令 協同組合による金融事業に関する法律施行令 労働金庫法施行令 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令 水産業協同組合法施行令 保険業法施行令 農林中央金庫法施行令 信託業法施行令 金融商品の販売等に関する法律施行令 商品投資に係る事業の規制に関する法律施行令 資産の流動化に関する法律施行令 疑わしい取引の届出に関する政令 金融機関等による顧客等の本人確認等及び 預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令 外国証券業者に関する法律施行令 有価証券に係る投資顧問業の規制等 に関する法律施行令 抵当証券業の規制等に関する法律施行令 金融先物取引法施行令	<div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">             証券会社の行為規制等に関する内閣府令              証券業協会の外務員登録事務等に関する内閣府令              証券取引法施行令第十七条の二第一項第二号及び同条第二項に規定する有価証券を定める内閣府令              証券会社に関する内閣府令              金融機関の証券業務に関する内閣府令              証券会社の分別保管に関する内閣府令              証券会社の自己資本規制に関する内閣府令              証券仲介業者に関する内閣府令 &lt;計 8 内閣府令&gt;           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">             店頭売買有価証券市場等に関する内閣府令              取扱有価証券に関する内閣府令 &lt;計 2 内閣府令&gt;           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">             証券取引所及び証券取引所持株会社に関する内閣府令              証券先物取引等に関する内閣府令              外国証券取引所に関する内閣府令 &lt;計 3 内閣府令&gt;           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">             安定操作取引の届出等に関する内閣府令              上場会社等の役員及び主要株主の当該上場会社等の特定有価証券等の売買に関する内閣府令              会社関係者等の特定有価証券等の取引規制に関する内閣府令              証券取引法第六十一条の規定により過大な数量の売買を制限する内閣府令              有価証券の空売りに関する内閣府令              証券取引法第七十条及び第七十一条に規定する有価証券等に関する内閣府令              上場等株券の発行者である会社が行う上場等株券の売買等に関する内閣府令 &lt;計 7 内閣府令&gt;           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">             有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則              抵当証券業の規制等に関する法律施行規則              金融先物取引法施行規則              外国証券業者に関する内閣府令              金融先物取引業者の自己資本規制に関する内閣府令 &lt;計 5 内閣府令&gt;           </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">             証券取引法第六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令の特例に関する内閣府令              証券取引法第七十九条の三及び第百十六条に規定する最終の価格がない場合にこれに相当するものを定める内閣府令              証券取引法第七十二条の二第一項第二号イに規定する市場価額の総額等を定める内閣府令              証券取引法施行令第三条の四第五号に掲げる特定有価証券を定める内閣府令           </div> </div> <p style="text-align: right;">⇒ <b>金融商品取引業等に関する内閣府令 (新設)</b>            ⇒ <b>金融商品取引業協会に関する内閣府令 (新設)</b>            ⇒ <b>金融商品取引所等に関する内閣府令 (新設)</b>            ⇒ <b>有価証券の取引等の規制に関する内閣府令 (新設)</b></p> <p style="text-align: right;">↑ — — — — —</p> <p style="text-align: right;">(他の内閣府令と統合)</p>
	<b>その他改正対象となる主な内閣府令</b>
	証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 (⇒ 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令) 企業内容等の開示に関する内閣府令、投資信託及び投資法人等に関する法律施行規則、資産の流動化に関する法律施行規則 銀行法施行規則、保険業法施行規則、信託業法施行規則 <div style="text-align: right;">など</div>

今回公表する9本の内閣府令案

1. **金融商品取引業等に関する内閣府令案（仮称）【新設】**
  - ・ 金融商品取引法3章（金融商品取引業者等）・3章の2（金融商品仲介業者）の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令案。（あわせて、8本の内閣府令を廃止し、1本の内閣府令を改正。）
2. **金融商品取引業協会に関する内閣府令案（仮称）【新設】**
  - ・ 金融商品取引法4章（金融商品取引業協会）の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令案。（あわせて、2本の内閣府令を廃止。）
3. **金融商品取引所等に関する内閣府令案（仮称）【新設】**
  - ・ 金融商品取引法5章（金融商品取引所）・5章の2（外国金融商品取引所）の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令案。（あわせて、3本の内閣府令を廃止。）
4. **有価証券の取引等の規制に関する内閣府令案（仮称）【新設】**
  - ・ 金融商品取引法6章（有価証券の取引等に関する規制）の規定等の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府令案。（あわせて、7本の内閣府令を廃止。）
5. **証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案（仮称）**
  - ・ 「証券取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令」をはじめとする、証券取引法（金融商品取引法）関係の6本の内閣府令の改正案。（あわせて、3本の内閣府令を廃止。）
6. **企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案（仮称）**
  - ・ 「企業内容等の開示に関する内閣府令」をはじめとする、証券取引法（金融商品取引法）の開示制度関係の4本の内閣府令の改正案。（あわせて、1本の内閣府令を廃止。）
7. **投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令案（仮称）**
  - ・ 「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則」及び「資産の流動化に関する法律施行規則」をはじめとする、投資信託及び投資法人に関する法律及び資産の流動化に関する法律関係の10本の内閣府令の改正案。
8. **有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則等を廃止する内閣府令案（仮称）**
  - ・ 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律施行規則」をはじめとする5本の内閣府令の廃止案。
9. **銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令案（仮称）**
  - ・ 「銀行法施行規則」、「保険業法施行規則」及び「信託業法施行規則」をはじめとする14本の内閣府令の改正案。

今回公表する14本の共管命令案

1. **金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案（仮称）**
  - ・ 1本の内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省共管命令の改正案。
2. **金融商品取引業者営業保証金規則案（仮称）【新設】**
  - ・ 金融商品取引法31条の2（営業保証金）の規定の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府・法務省共管命令案。
3. **投資顧問業者営業保証金規則及び信託受益権販売業者営業保証金規則の廃止等に関する命令案（仮称）**
  - ・ 2本の内閣府・法務省共管命令を廃止するとともに、営業保証金の取戻しの手続に係る事項を定めるための命令案。（あわせて、1本の命令を廃止。）
4. **疑わしい取引の届出の方法等に関する命令等の一部を改正する命令案（仮称）**
  - ・ 3本の内閣府・法務省共管命令の改正案。
5. **特別振替機関の監督に関する命令の一部を改正する命令案（仮称）**
  - ・ 1本の内閣府・法務省・財務省共管命令の改正案。
6. **投資者保護基金に関する命令等の一部を改正する命令案（仮称）**
  - ・ 「投資者保護基金に関する命令」をはじめとする2本の内閣府・財務省共管命令の改正案。
7. **中小企業等協同組合法施行規則の一部を改正する命令案（仮称）**
  - ・ 1本の内閣府・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省共管命令の改正案。
8. **労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令案（仮称）**
  - ・ 3本の内閣府・厚生労働省共管命令の改正案。
9. **農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令案（仮称）**
  - ・ 5本の内閣府・農林水産省共管命令の改正案
10. **商品投資に係る事業の規制に関する法律第三十七条において準用する同法第三十条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令案（仮称）【新設】**
  - ・ 商品投資に関する事業の規制に関する法律37条において準用する同法30条1項の規定に関する内閣府・農林水産省・経済産業省共管命令案。
11. **商品投資販売業者の許可及び監督に関する命令を廃止する命令案（仮称）**
  - ・ 1本の内閣府・農林水産省・経済産業省共管命令の廃止案。
12. **商品投資契約に基づいて出資された財産の分別管理に関する命令案（仮称）【新設】**
  - ・ 商品投資に係る事業の規制に関する法律34条の規定の委任を受けて所要の事項を定めるための内閣府・経済産業省共管命令案。
13. **商品投資販売業者の業務に関する命令を廃止する命令案（仮称）**
  - ・ 1本の内閣府・経済産業省共管命令の廃止案。
14. **不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令案（仮称）**
  - ・ 1本の内閣府・国土交通省共管命令の改正案。

## II. 有価証券・デリバティブ取引の定義

### ① 「有価証券」の定義

いわゆる学校債

- 2条1項有価証券（流動性の高い有価証券）として指定するもの  
⇒ 学校法人等を債務者とする金銭債権（指名債権でないもの）であって、償還方法等の事項を表示する証券・証書
- 2条2項各号権利（流動性の低いみなし有価証券）として指定するもの  
⇒ 学校法人等に対する貸付けに係る債権
  - ・ 利率等が同一で、複数の者が行う貸付け（無利子貸付けを除く）
  - ・ 利害関係者（在校生・父母・卒業生等）以外の者が行う貸付け、又は利害関係者以外の者に債権譲渡しうる貸付け

集団投資スキーム持分  
（定義からの除外）

- 出資者全員が関与しているものとして定義から除外するものの要件： 以下のいずれにも該当すること
  - ・ 出資対象事業に係る業務執行の決定について全出資者の同意を要すること  
（契約等で「全出資者の同意不要」の定めをする場合 → 業務執行の決定について全出資者の意思表示を要するもの）
  - ・ 全出資者が、①出資対象事業に常時従事し、又は②特に専門的な能力であって出資対象事業の継続の上で欠くことができないものを発揮して出資対象事業に従事していること
- その他、個別に定義から除外するもの
  - ・ 保険・共済契約に係る権利
  - ・ 国内法人（有限責任中間法人を除く。）への出資等に係る権利
  - ・ 分収林契約に係る権利
  - ・ 弁護士・公認会計士・税理士等の業務を出資対象事業とする組合契約に基づく権利
  - ・ 従業員持株会契約等に基づく権利

## ② デリバティブ取引の定義

### 適用除外

- 預金に組み入れられた通貨オプション取引（→「特定預金等」として、銀行法で同等の行為規制を適用）
  - 保険・共済契約
  - 債務保証契約
  - 損害担保契約
- （いずれも、形式的にはクレジット・デリバティブ取引の定義に該当しうるもの）

### 金融商品 ・ 金融指標

- デリバティブ取引の原資産（「金融商品」）は、追加指定しない。
- デリバティブ取引の参照指標（「金融指標」）として、以下を追加。⇒ これらに基づくデリバティブ取引を規制対象化。
  - ・ 気象庁などが発表する各種観測の成果に係る数値（地象・地動など）
  - ・ 各種統計（国民経済計算、統計法上の統計調査）の数値など

### クレジット・ デリバティブ

- 支払事由（クレジット・イベント）として、以下を追加。⇒ これらを支払事由とする取引を規制対象化。
  - ・ 法人でない者の信用状態に係る事由
  - ・ 異常な自然現象（豪雨・豪雪・地震・津波など）
  - ・ 戦争、革命、内乱、暴動外国政府・外国の地方公共団体などが実施する為替取引制限・停止、私人の債務の支払猶予・免除及び債務不履行宣言

### III. 金融商品取引業の定義・参入規制

#### ① 「金融商品取引業」の定義

適用除外行為

- 国・地方公共団体・日本銀行の行為  
(注) 政策金融機関については、新機関への移行までの経過措置として登録義務を適用除外（行為規制をみなし適用）。
- 運用業登録業者が、関係外国運用会社の委託を受けて行う取引所取引の委託の媒介・取次ぎ・代理
- 「プロ顧客」向けのデリバティブ取引（有価証券関連デリバティブ取引を除く。）
- 勧誘をすることなく業者の代理・媒介により行う信託受益権の販売
- 投資一任契約に係る業務のうち、関係外国証券業者との間のいわゆる取引一任契約に基づき行う取引など
- 商品ファンドスキームの一部、競走用馬ファンドスキームの一部
- 有価証券等管理業務のうち、信託受益権・集団投資スキームの募集・私募の取扱いに際して金銭の預託を受けること（「特定有価証券等管理行為」）
- 有価証券等管理業務のうち、外国の口座管理機関が行う社債等の振替 など

「プロ顧客」の定義を厳格化  
・最低資本金要件  
3,000万円（現行金融先物取引法）  
→ 10億円

第二種金融商品取引業の  
最低資本金要件を加重  
1,000万円 → 5,000万円

対象業務の追加

- その自己募集が規制対象となる有価証券として、信託型の商品ファンド持分を追加。
- 金融商品取引業の定義に、投資信託受益証券の転売を目的としない買取り等を追加。

外国証券業者の特例

- 外国証券業者（国内で登録を受けていない者）が行える有価証券関連業として、新たに、以下の行為を追加。
  - ・ 勧誘をすることなく、
  - ・ 国内の者の注文を受けて、又は国内証券会社の代理・媒介により、
  - ・ 国内の者を相手方として行う取引等（有価証券関連店頭デリバティブ取引等は、「プロ顧客」が相手方であるものに限る。）



## ② 参入規制

### 人的構成要件 の審査基準

- 役員・使用人の資質要件  
『業務に関する十分な知識・経験を有する役員・使用人の確保状況及び組織体制に照らして、業務を適切に遂行することができないと認められること』  
『役員・使用人のうちに、経歴、暴力団・暴力団員との関係その他の事情に照らして業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められること』
- 競走用馬ファンド業務： 現行の「愛馬会法人」「クラブ法人」形態での参入のみを容認。
- 不動産信託受益権を投資対象とする投資運用業： 不動産取引に関する要件を加重（告示）。

### 最低資本金要件

● 第一種金融商品取引業 <b>株式会社要件</b>	5,000 万円
・ 元引受業務（主幹事会社）を行う場合	30 億円
・ 元引受業務（それ以外）を行う場合	5 億円
● 投資運用業 <b>株式会社要件</b>	5,000 万円
● 第二種金融商品取引業（法人の場合）	1,000 万円
・ 金銭の預託を受ける場合（特定有価証券等管理行為）	5,000 万円

（参考）私設取引システム運営業務（認可制）は、3 億円

### 営業保証金

● 第二種金融商品取引業（個人の場合）	1,000 万円
・ 金銭の預託を受ける場合（特定有価証券等管理行為）	5,000 万円
● 投資助言・代理業のみを行う者	500 万円

## ③ 業務範囲（届出業務） ⇒ 以下を追加

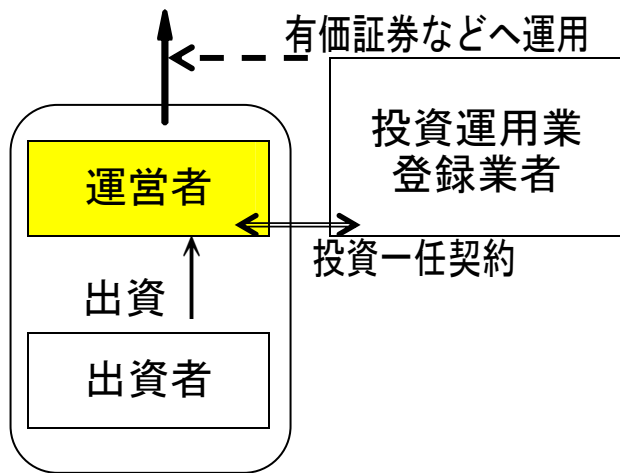
排出権取引・排出権デリバティブ取引

信託銀行の遺言執行・遺産整理契約の締結の媒介

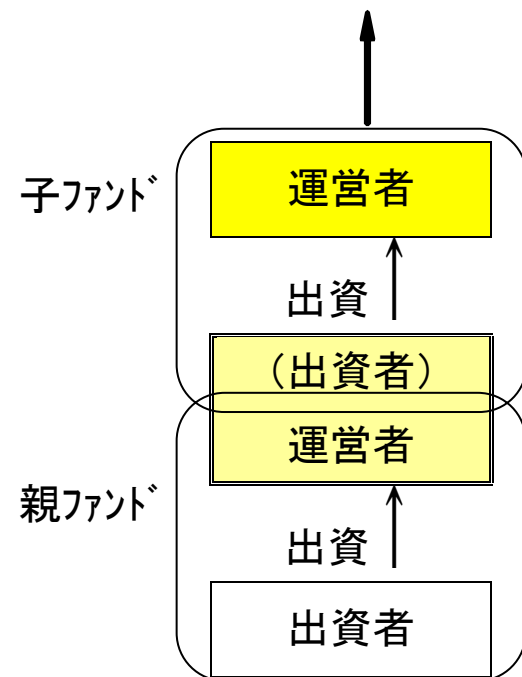
不動産の管理業務

## IV. 集団投資スキームの自己運用

### ① ファンド運営者が運用権限の全部を外部委託する場合



### ② ファンド・オブ・ファンズ (FOF) の場合



- 以下の要件の下で、ファンド運営者の投資運用業登録義務を適用除外。
  - ・ 運営者が、運用権限の全部を委託するため、投資運用業登録業者と投資一任契約を締結。
  - ・ 当該投資一任契約などにおいて、当該登録業者が出資者に忠実義務・善管注意義務を負う旨を明記。
  - ・ 運営者による集団投資スキーム財産の分別管理を、当該登録業者が監督。
  - ・ 当該登録業者があらかじめ運営者に関する所要の事項を当局に届出。

- 親ファンドの出資者に1人でも一般投資家がいる場合  
 → **原則**として、子ファンドの運営者には、適格機関投資家等特例業務の特例（届出制）を適用しない。

#### 例外

- 親ファンドが投資事業有限責任組合 (LPS)・有限責任事業組合 (LLP) である場合  
 ⇒ 親ファンド・子ファンドの出資者を合わせて人数要件（適格機関投資家+49人以下の一般投資家）を満たせば、子ファンド運営者に届出制の特例を適用。
- 親ファンド・子ファンドの運営者が同一の場合  
 ⇒ 親ファンド・子ファンドの出資者を合わせて人数要件（適格機関投資家+49人以下の一般投資家）を満たせば、運営者に当該特例を適用。
- 2層構造不動産ファンドの場合  
 [ 親・子ファンドとも匿名組合、子ファンド出資者は1の親ファンド運営者に限定、子ファンドの投資対象は不動産信託受益権に限定。 ]  
 ⇒ 親ファンド運営者があらかじめ子ファンド運営者に関する所要の事項を当局に届け出ることなどの一定要件の下で、子ファンド運営者の投資運用業登録義務を除外。

## V. 金融商品取引業者等の行為規制（販売・勧誘ルール）

### ① 広告等の規制

#### 規制対象行為

広告のほか、郵便、FAX、電子メール又はビラ・パンフレット配布など、多数の者に同様の内容で行う情報提供  
(注：ウェブページによる情報提供は「広告」そのもの)

#### 表示方法

- ・ 明瞭かつ正確に表示。
- ・ リスク情報は、最も大きな文字・数字と著しく異ならない大きさで表示。

#### 表示事項

- ・ 手数料等の情報  
→ いかなる名称によるかを問わず支払うべき対価（有価証券の価格・保証金の額等を除く）の合計額又は計算方法、その有価証券の価格等に対する割合
- ・ 保証金等の情報
- ・ 取引額が保証金等の額を上回る可能性がある場合の情報（その旨、比率）
- ・ 金利等の指標の変動を直接の原因として損失が生ずるおそれがある場合の情報（その旨、原因となる指標、理由）
- ・ 当該損失額が保証金等の額を上回るリスクがある場合の情報（その旨、原因となる指標、理由）
- ・ その他重要事項について顧客の不利益となる事実 など

### ② 契約締結前の書面交付義務

#### 記載方法

- ・ 特に重要事項は、最初に平易に記載。
- ・ 次に、リスク情報等を枠内に12ポイント以上で明瞭・正確に記載。
- ・ 他の事項は、8ポイント以上で明瞭・正確に記載。

#### 表示事項

- ・ 共通記載事項  
(よく読むべき旨、リスク情報、業者の概要・連絡方法 など)
- ・ 各商品・取引の特性に応じ、記載事項を追加。

#### 適用除外

- ・ 上場有価証券の取引にあつては、過去1年以内に「上場有価証券等書面」を交付している場合
- ・ 過去1年以内に同一内容契約につき書面を交付している場合
- ・ 目論見書（記載事項の全てが記載されているものに限る。）を交付している場合 など  
(注) 施行時の経過措置を整備（施行前の交付可。施行後3月以内の交付可。）

### ③ 契約締結時等の書面交付義務

- 各商品・取引の特性に応じ、記載事項を規定。
- 取引残高報告書の作成・交付義務を明記し、その対象範囲を拡大。

### ④ 書面による解除（クーリング・オフ）

- 投資顧問契約を対象化。

### ⑤ 禁止行為

不招請勧誘の禁止	⇒ 店頭金融先物取引を対象化 (注1) 継続的關係にある顧客への勧誘、貿易会社等の為替リスクヘッジ目的の勧誘は適用除外（現行金先法令と同内容）。 (注2) 潜脱防止のため、「勧誘目的をあらかじめ明示しないで顧客を集めて当該契約の締結を勧誘する行為」を禁止。
勧誘受諾意思確認義務 ・再勧誘の禁止	⇒ 金融先物取引を対象化 (注) 「顧客があらかじめ契約締結しない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思）を表示したにもかかわらず、当該契約の締結を勧誘する行為」についても禁止。
説明義務の実質化	● 契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書（契約締結前書面交付義務を除外する場合）の交付。 ⇒ 「リスク情報などについて、顧客の知識・経験・財産の状況及び契約締結の目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法・程度による説明をしないこと」を禁止。
その他	● 証券会社による相場操縦行為への関与の禁止規定の強化（VWAP（出来高加重平均値）・出来高の追加）。 ● 迷惑時間勧誘の禁止（抵当証券・商品ファンド・金融先物取引に限る）。

## ⑥ 損失補てん等の禁止

- **当局による事故確認を要しない場合**： 新たに、以下を追加。
  - ・ 認定投資者保護団体のあっせんによる和解が成立している場合。
  - ・ 弁護士会仲裁センターのあっせんによる和解が成立している場合。
  - ・ 地方公共団体又は独立行政法人国民生活センターのあっせんによる和解が成立している場合。
  - ・ 弁護士が顧客を代理して和解手続を行って和解が成立している場合。

(要件) 和解金額が140万円以下。(簡易裁判所の訴額の上限)

弁護士が、事故による損失補てんであることを調査・確認したことを証する書面を業者に交付していること。

## ⑦ 該当してはならない業務運営状況

- 「有価証券の元引受けを行う場合において、発行者の財務状況・経営成績等の適切な審査を行っていないと認められる状況」の追加 など

## VI. 金融商品取引業者等のその他の行為規制

### ① 投資運用行為規制

禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 運用財産相互間取引の禁止の例外             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 双方の運用財産の運用方針・運用財産額・市場の状況に照らして必要かつ合理的と認められる取引、かつ、合理的な価額により行う上場有価証券の売買その他一定の取引</li> <li>・ 個別取引ごとに双方の運用財産の全権利者に取引の内容・理由を説明して同意を得たもの、<span style="float: right;">など</span> かつ、合理的な価額により行う取引</li> </ul> </li> <li>● 公募型投資信託の運用財産についてリスク額が純資産額を超える場合における、デリバティブ取引の禁止。</li> <li>● 運用権限の委託先による全部再委託、再委託先による再々委託の禁止。（一部再委託は容認。）</li> </ul>
運用報告書 交付義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 上場投資信託（ETF）は、運用報告書交付義務を適用除外。</li> <li>● MRFは、運用報告書交付義務を適用除外。MMFは、運用報告書交付義務の交付頻度を緩和（6月ごと→年1回）。</li> </ul>
外国投資信託等 の届出義務の除外	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国内取引所に上場される外国投資信託は、届出義務を適用除外。</li> <li>● 海外取引所に上場されている株価指数連動型ETFの売買の仲介や機関投資家との売買は、届出義務を適用除外。</li> </ul>

### ② 弊害防止措置

信用供与条件 取引の禁止	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 例外として、累積投資契約のクレジットカード決済（2月以内の一括払い、信用供与額10万円以下）の容認。</li> </ul>
親・子法人等間 取引の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「親法人等」「子法人等」の定義見直し（財務諸表規則ベース（実質支配力基準）に統一）</li> <li>● 内部管理業務のための非公開情報授受（承認制）の対象に、親・子法人等である信託会社・貸金業者を追加。</li> <li>● 親・子法人等の発行有価証券の引受け主幹事会社となることの禁止の緩和。 → 例外として、一定の流動性が確保されている既上場株式の増資について容認。</li> </ul>

## VII. 特定投資家制度

①「選択により一般投資家に移行可能な特定投資家」	②「選択により特定投資家に移行可能な個人」
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地方公共団体</li> <li>・ 特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人</li> <li>・ 投資者保護基金</li> <li>・ 預金保険機構</li> <li>・ 農水産業協同組合貯金保険機構</li> <li>・ 保険契約者保護機構</li> <li>・ 外国政府、外国の中央銀行、日本国が加盟している国際機関その他外国の法令上前各号に掲げる者に相当する者</li> <li>・ 金融商品取引所に上場されている株券の発行者である会社</li> <li>・ 資本金の額が5億円以上の株式会社</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 匿名組合の営業者</li> <li>・ 民法組合の業務執行組合員</li> <li>・ 有限責任事業組合の重要な業務の執行の決定に関与し、自ら執行する組合員</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">(要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 出資の合計額が3億円以上</li> <li>・ 移行の申出について全構成員の同意を得ていること</li> </ul> </div> <p>以下の要件を満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の純資産額が3億円以上と見込まれること。</li> <li>・ 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日の投資資産（有価証券、デリバティブ取引に係る権利、特定預金等、特定保険契約・特定共済契約に係る保険金等に係る権利、特定信託契約に係る信託受益権、不動産特定共同事業契約に基づく権利、商品先物取引に係る権利）の合計額が3億円以上と見込まれること。</li> <li>・ 最初に契約を締結してから1年以上経過していること</li> </ul>

### ③移行の手続等

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行の単位（「契約の種類」）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 4種類（有価証券関係、デリバティブ取引関係、投資顧問契約関係、投資一任契約関係）。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行の期間</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則1年間。ただし、適切な方法で公表している場合は、業者が定める一定の日を期限日とすることを容認。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 移行承諾の手続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業者から顧客への書面交付義務（プロ→アマの場合）、書面による同意取得義務（アマ→プロ） など（書面記載事項として、「当該業者から、当該「契約の種類」についてのみ移行が認められること」などを追加。）</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行為規制の適用除外</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 除外要件を整備。（例：契約締結時等書面・運用報告書の交付義務の除外は、照会への回答体制の整備を要件付け。）</li> <li>・ 投資顧問契約・投資一任契約の場合、期限日後には移行（アマ→プロ）が及ばない旨を明確化。</li> <li style="background-color: #ffff00;">・ 金販法上の説明義務が除外される者（特定顧客）の範囲に、特定投資家を追加。</li> <li style="background-color: #ffff00;">（「特定投資家に移行した一般投資家」を含み、「一般投資家に移行した特定投資家」を除く。）</li> </ul>

## VIII. 銀行法・保険業法・信託業法関係

### ① 「投資性の強い預金・保険・信託」について、金融商品取引法と同等の販売・勧誘ルールを整備。

(各業法固有の観点から規制が整備されている点など)

	銀行法（特定預金等）	保険業法（特定保険契約）	信託業法（特定信託契約）
広告等の規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● デリバティブ預金の場合、「銀行が預入期間延長権を行使した場合に、預入金利が市場金利を下回り、顧客の不利になるおそれがある旨」を表示。</li> </ul>		
書面交付義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 書面交付義務の適用除外                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1年以内に「外貨預金等書面」を交付している場合</li> <li>・ 1年以内に同一内容契約につき書面を交付している場合 など</li> </ul>                             (注) 施行時の経過措置を整備（施行前の公布可。施行後3月以内の公布可。）</li> <li>● デリバティブ預金の場合、契約締結前書面に広告等の表示事項と同内容を記載。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約締結前書面は、監督指針に規定する「契約概要」「注意喚起情報」との関係性を踏まえて記載事項を整理。 (例) 「契約概要」は法律レベル、「注意喚起情報」は内閣府令レベルの記載事項として整理。</li> <li>● 契約締結時書面の記載事項は、保険証券等の記載事項と調整。 (例) 契約の種類・内容などは、保険証券等に記載があれば、契約締結時書面への記載省略可。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 契約締結前書面交付義務の適用除外 (同一内容契約について書面を交付しており、交付を要しない旨の意思表示がある場合 など)</li> </ul>
禁止行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 銀行業務に関する一般的禁止行為</li> <li>● 「契約締結前書面」「外貨預金等書面」を理解されるため必要な程度・方法により説明しないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保険契約締結・保険募集に関する一般的禁止行為</li> <li>● 「契約締結前書面」を理解されるため必要な程度・方法により説明しないこと。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 信託の引受けに関する一般的禁止行為</li> <li>● 「契約締結前書面」を理解されるため必要な程度・方法により説明しないこと。</li> </ul>
特定投資家 (契約の種類)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1種類（特定預金等契約）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1種類（特定保険契約等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1種類（特定信託契約）</li> </ul>

### ② 銀行・保険会社の業務範囲（付随業務）

- ・ 投資顧問契約・投資一任契約の締結の代理・媒介を追加（銀行のみ）。
- ・ 排出権デリバティブ取引を追加。  
(排出権取引の媒介・コンサルティング業務も付随業務として容認。)

### ③ 銀行子会社・保険子会社の業務範囲

- ・ 証券専門会社の業務範囲拡大（金融商品取引業の全般を対象化）。
- ・ 金融関連業務として、排出権取引・排出権デリバティブ取引を追加。



## IX. 金融商品取引業協会・認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度の趣旨 苦情解決・あっせん業務に関する業態横断的な取組みの推進



投資者の保護に資する業務として、金融商品取引法の直接の対象ではない業態に係る苦情解決・あっせん業務も、認定対象とする。(特定認定業務)

### 「特定認定業務」の例

- ・ 銀行・信金・信組・農漁協・労金・商工中金等が行う「投資性の強い預貯金」に関する業務
  - ・ 保険会社・農協等が行う「投資性の強い保険・共済」に関する業務
  - ・ 信託会社・信託銀行等が行う「投資性の強い信託」に関する業務 など
- に係る苦情解決・あっせん業務

(参考) 民間団体が、認定投資者保護団体の認定を受けて「特定認定業務」を行おうとする場合

- ・ 認定申請書に、「特定認定業務」を行おうとする旨を記載。  
⇒ 金融庁長官は、当該団体の認定に際して、各業態の主務大臣に協議。
- ・ 関係する業態の業者から、特定認定業務の対象となる旨の同意を得ることが必要。  
(← 制度上、認定投資者保護団体の「対象事業者」となりうる者として、関係する業態の業者を幅広く規定。)

(参考) 金融商品取引業協会の業務の他の金融商品取引業協会への一部委託

- 金融商品取引法は、認可金融商品取引業協会及び公益法人金融商品取引業協会によるあっせん業務の外部委託について規定。  
⇒ さらに、定款又は業務規程の定めるところにより、他の協会に一定の業務の一部を委託できる旨を明確化。(再委託は禁止。)  
(例) 会員の資質向上に関する業務、会員の取引勧誘に関する業務、会員の法令等遵守状況の調査に関する業務 など

## X. 金融商品取引所（自主規制業務等）

取引所が「自主規制法人」に  
自主規制業務を委託する場合

株式会社形態の取引所が  
「自主規制委員会」を設置する場合

- 自主規制業務の一部を委託せず、取引所（市場運営会社）で行うことも可能。
- 「特定自主規制業務」を自主規制法人に委託しているが、それに関する業務規程等の作成・変更・廃止を委託しない場合 ⇒ 関連する業務規程等の作成・変更・廃止時に、自主規制法人からの同意取得が必要。
- 自主規制業務の全部が、自動的に、自主規制委員会の専決事項となる。
- 特に緊急を要するときには、市場運営部門において、上場廃止の決定を行うことが可能。

（参考）取締役会は、自主規制委員会の職務執行のため、以下に関する事項を決定。

- ・ 自主規制委員会の職務を補助すべき取締役・使用人。執行役からの独立性。
- ・ 自主規制業務の執行を行う取締役・執行役・使用人。他の業務からの独立性。自主規制委員会に自主規制業務の執行に関する事項等を報告するための体制 など

自主規制業務の範囲		（自主規制業務とならないもの）	（自主規制法人・自主規制委員会との関係）
①上場・上場廃止業務	} 「特定自主規制業務」	特定市場デリバティブ取引（業務規程等で銘柄が特定されているもの）の上場・上場廃止関係	⇒ 当該上場・上場廃止後、遅滞なく <u>報告</u> ⇒ 当該業務規程等の作成・変更・廃止時に <u>同意取得</u>
②会員等の調査			
③売買審査			リアルタイム監視
④会員等の資格審査			
⑤会員等の処分業務			
⑥開示情報の審査、上場会社の処分業務			
⑦特定自主規制業務に関する業務規程等の作成・変更・廃止		上場・上場廃止基準関係、 会員等の資格付与基準関係	⇒ 業務規程等の作成・変更・廃止時に <u>同意取得</u>
⑧特定自主規制業務に関する定款変更に係る総会議案概要の作成		上場・上場廃止基準関係、 会員等の資格付与基準関係	⇒ 定款変更の総会議案概要の策定時に <u>同意取得</u>

（参考）金融商品等の上場の当局への届出 ⇒ 上場前日まで（現行：上場7日前まで）  
金融商品等の上場廃止の当局への届出 ⇒ 上場廃止の7日前まで（変更なし）